

三木町告示第 51 号

三木町火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

三木町長 伊藤良春

三木町条例第 5 号

三木町火入れに関する条例の一部を改正する条例

三木町火入れに関する条例（昭和60年3月23日条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「基づき」の次に「、」を加え、「別紙様式 1 による申請書」を「火入許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）」に改め、同項第 2 号中「火入れ地」を「火入地」に改め、同条第 2 項中「火入れ地」を「火入地」に、「火入れ責任者」を「火入責任者」に改める。

第 3 条第 2 号中「火入れ地」を「火入地」に改める。

第 4 条第 1 項中「別紙様式 2 による許可証（以下「火入許可証」という。）」を「火入許可証（様式第 2 号）」に改める。

第 5 条中「基づき」の次に「、」を加える。

第 7 条ただし書中「火入れ地」を「火入地」に改める。

第 11 条第 1 項中「火入れ責任者」を「火入責任者」に改める。

第 12 条第 1 項第 2 号中「(1)の人数」を「前号の人数」に改め、同条第 2 項中「鋸」を「ノコギリ」に、「鉋」を「ナタ」に、「鋏」を「クワ」に改める。

第 14 条第 1 項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、」に改め、同条第 2 項中「とき」を「場合」に、「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、」に改める。

第 15 条中「消防長（消防署長）」を「実施場所を所管する消防署長」に改める。

第 16 条の見出し中「消防長（消防署長）」を「消防署長」に改め、同条第 1 項中

「消防長（消防署長）」を「実施場所を所管する消防署長」に改め、「旨」の次に「を」を加える。

「別紙 1」を「様式第 1 号（第 2 条関係）」とし、次のように改める。

「別紙 2」を「様式第 2 号（第 4 条関係）」とし、次のように改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。